

A-1		A-5	
<b>避難生活等に基づく精神的損害賠償</b>		<b>生命・身体損害賠償</b>	
平成24年6月以降分は包括請求すると一定期間分まで一括で支払われる。		避難等により病気や怪我をしたり、持病が悪化したりしたことに対する賠償。主に次のような費用等が賠償される。	
【賠償対象期間の終期】		①医療費	
居住制限区域・避難指示解除準備区域	平成30年3月31日	②病院に行くための交通費、宿泊費	
旧緊急時避難準備区域	平成24年8月31日	③入通院慰謝料(4,200円/1日)	
市内の30km圏外	平成23年9月30日	④生命身体損害による就労不能損害賠償	
特定避難勧奨地点	平成27年3月31日	⑤診断書取得費用	
A-2		A-6	
<b>精神的損害賠償の要介護等への増額</b>		<b>立木の賠償</b>	
要介護状態や身体/精神/知的障害のあった方にA-1の賠償が月1万円から2万円増額される。介護や障害の程度が高い場合は、介護をしていた人も増額される。		①居住制限区域・避難指示解除準備区域	
※病気、妊娠、家族が離ればなれになったといった直接請求では増額されない事情でも、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続では増額の可能性がある。		山林の土地に生えている木を賠償、賠償単価:人工林100円/m <sup>2</sup> 、天然林30円/m <sup>2</sup>	
		②市内の①以外の区域	
		山林の土地に生えている木をしいたけ原木とみなして賠償、賠償単価:10円/m <sup>2</sup>	
		※一部地域の賠償単価は①と同じ	
A-3		A-7	
<b>その他実費等の賠償</b>		<b>商工業・農業の賠償(営業・営農損害賠償)</b>	
主に次のような費用が賠償の対象となる。		①避難指示等により、商工業の事業や農林業の耕作ができなくなったことや風評被害によって失われた収入(逸失利益)が賠償される。	
①避難・帰還のための交通費、引越費用		②事業の継続・再開のために余計にかかった費用(事業用機械、農業用機械、農器具の修繕費用・生産物の放射線検査費用等)も賠償される。	
②避難先から一時的に戻ったときの交通費			
③避難のための購入した物品の代金			
④別々に避難した家族間の面会交通費			
⑤避難先の住居の家賃			
※包括請求方式で請求していると、概算の金額で定額賠償されている。⑤の費用は定額賠償に含まれないので別途請求できる。			
A-4		A-8	
<b>就労不能損害賠償</b>		<b>一時金が支払われる賠償</b>	
避難等により退職/転職し、会社等で勤めて得ていた給与等の収入が無くなったり減少したりしたことに対する賠償		①18歳以下の子供、妊婦	
【賠償対象期間の終期】		40万円+8万円※賠償対象期間に注意	
居住制限区域・避難指示解除準備区域	平成27年2月28日	②旧緊急時避難準備区域	
旧緊急時避難準備区域	平成24年12月31日	20万円(通院交通費等の生活費増加分名目)、35万円(中学生以下、高校在学中の18歳以下の子供)	
市内の30km圏外	平成24年5月31日	③市内の30km圏外	
		4万円(屋内外清掃費用、移動費用名目)	

B-1		B-4		B-7	
<b>宅地・建物・借地権の賠償</b>		<b>住居確保損害賠償</b>		<b>高額家財の個別賠償</b>	
【賠償対象】		【原発事故当時の住居が持家の方】		【賠償対象】	
①課税地目が宅地の土地		従前の自宅の建替えや修繕又は、新たな住宅の取得にかかった費用が、受取済みの自宅の宅地・建物の賠償金を上回った場合にその超過分を賠償		購入価格30万円以上の家具、家電、衣服等(腕時計、宝飾品類は対象外)	
②自宅建物(庭木・構築物)+その他の建物		【原発事故当時の住居が借家の方】		※領収書がなくても賠償請求できる	
③土地を借りていた場合には借地権		新たな借家の礼金等入居時に必要な費用と、新たな借家の家賃と従前の借家の家賃の差額8年分相当額を賠償		※賠償請求にはメーカー名、型番、装飾等その家財の特徴の分かる写真(家財1つ1つの写真)が必ず必要	
【賠償金の算定方法】				※原則一度だけしか賠償請求ができない	
①土地:	固定資産税評価額 × 1.43				
②建物:	定額評価、個別評価又は現地評価				
B-2		B-5		B-8	
<b>田畑の土地の賠償</b>		<b>一般家財の定額賠償</b>		<b>墓石の修理又は移転費用の賠償</b>	
【賠償対象】		【賠償対象】		墓石の修理又は移転費用の賠償	
課税地目が「田」「畑」等の土地等、農業用地として利用されていた土地		原発事故当時所有していた一切の家財(家具、家電、衣服、日用品、娯楽用品等)		①修理費用の賠償	
【賠償金の算定方法】		【賠償金の算定方法】		墓石等の修理にかかった実費の20%(最大30万円まで)+祭祀費用2万円を賠償	
東京電力の設定した1m <sup>2</sup> あたりの土地単価 × 対象地の面積(m <sup>2</sup> )		→定額賠償		②移転費用の賠償	
※個別・現地評価はない		①単身者:245万円		墓石の購入や墓地の工事等にかかった実費(最大150万円)+祭祀費用10万円を賠償	
		②数人世帯:基礎額355万円+世帯員数加算		※賠償請求は①又は②のいずれか一方のみ	
		③高額家財分:20万円			
B-3		B-6		B-9	
<b>宅地・田畑以外の土地の賠償</b>		<b>仏壇の賠償</b>		<b>償却資産・棚卸資産の賠償</b>	
【賠償対象】		【賠償対象】		【賠償対象】	
課税地目が「山林」「原野」等、B-1、2で賠償対象となった土地以外の全ての土地整備された土地は「準宅地」として賠償		原発事故当時所有していた仏壇と仏具(位牌、香炉、花立、本尊像等)		償却資産:事業用の設備、機械、車両等	
【賠償金の算定方法】		【賠償金の算定方法】		棚卸資産:商品、製品等	
東京電力の設定した1m <sup>2</sup> あたりの土地単価 × 対象地の面積(m <sup>2</sup> )		定額賠償:40万円+10万円(祭祀費用)		【賠償金の算定方法】	
※個別・現地評価はない		個別査定による賠償		償却資産:帳簿価格 × 価値減少率又は実際の減価償却費から算出した割合	
		※賠償請求には仏壇の写真が必ず必要		棚卸資産:帳簿価格	
				※確定申告書の写しや固定資産台帳が必要	

C-1		C-2	
<b>自宅の補修・清掃費用の賠償</b>		<b>自主除染費用の賠償</b>	
補修や清掃をするための道具、補修用品の購入費用、作業を業者に委託した費用等が対象		除染作業を業者に委託した費用(自分自身で作業を行ったものは対象にならない)	
原則平成25年3月31日までの作業が対象		環境省のガイドラインに従った作業が対象	
定額賠償:30万円		原則平成24年9月30日までの作業が対象	
実費賠償:実際にかかった費用うち東京電力が合理的と認める範囲の金額		※屋敷林の伐採等の直接請求では賠償されない作業や対象期間外の作業でも、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続では増額の可能性がある	

